

議会運営委員会会議録

招 集

令和元年5月10日(月)午後3時 議会委員会室

出席委員(7人)

(委員長) 田村謙介 (副委員長) 前原茂
伊藤ひろえ 岡田啓介 岡村英治 国頭靖
西川章三

欠席委員(1人)

尾沢三夫

議長及び副議長

渡辺議長 岩崎副議長

説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【総務部】辻部長

[財政課] 下関課長 足立統括主計員 岩永主計員

[秘書広報課] 土井課長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 足立担当局長補佐

傍聴者

安達議員 稲田議員 今城議員 遠藤議員 奥岩議員
戸田議員 又野議員 三鴨議員 矢田貝議員
報道機関2社

協議事件

- 1 5月臨時会の開催について
- 2 5月臨時会提出議案について
- 3 5月臨時会の日程について
- 4 次回議会運営委員会の開催日時
- 5 通年議会について
- 6 その他

~~~~~

### 午後2時59分 開会

○田村委員長 ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日尾沢委員より欠席する旨の届けが出ておりますので、お知らせしておきます。

冒頭、市長より発言を求めておられますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

[一同、「はい」]

○田村委員長 はい、市長。

○伊木市長 議会運営委員会の冒頭の時間をいただきまして、一言お詫びを申し上げたいと思います。

去る4月25日に、盗撮行為及び個人情報の不正入手によりまして、職員を処分いたしました。このことは公務員としてあってはならないことをございまして、市民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことにつきまして、この場をお借りしまして、心からお詫びを申し上げます。

今後職員一丸となって信頼回復に努めてまいりたいと思いますので、今後とも皆様方には、どうか厳しい御指導御鞭撻をいただければと思います。

なお5月20日の臨時議会終了後に、改めて私のほうから説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。このたびは本当に申し訳ございませんでした。

**○田村委員長** それでは協議事件に移りたいと思います。

協議事件1番、5月臨時会の開催についてでございます。5月臨時会につきましては、令和元年5月20日月曜日、午前10時より開会としたいと思っております。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声、多数〕

**○田村委員長** はい、それではそのようにしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、協議事件2番。5月臨時会提出議案について、をお願いいたします。

辻総務部長。

**○辻総務部長** 臨時議会の開催についてでございますが、5月20日月曜日に臨時議会の開催をお願いしたいと存じます。市議会5月臨時議会に提出する予定の議案について御説明申し上げます。資料1をごらんください。

提案予定の議案は単行議案が3件、人事案件2件をお願いするものでございます。

まず初めに、議案第51号は工事請負契約の締結についてございまして、就将小学校教室棟ほか大規模改修建築主体工事につきまして、公募型指名競争入札により3社が参加し、5月8日に入札いたしました結果、記載しております相手方、請負金額で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案第52号の工事請負契約の締結についてでございますが、就将小学校昇降口棟増築建築主体工事につきまして、公募型指名競争入札により5社が参加し、5月8日に入札いたしました結果、記載しております相手方、請負金額で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

続いて、議案第53号の工事請負契約の締結についてでございますが、加茂公民館新築建築主体工事につきまして、公募型指名競争入札により3社が参加し、5月8日に入札いたしました結果、記載しております相手方、請負金額で契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案第54号は監査委員の選任についてございまして、監査委員から一身上の都合により辞職したい旨の願い出があり、これを承認いたしましたので、新たに1名監査委員を選任しようとするものでございます。

次に、議案第55号は固定資産評価審査委員会委員の選任についてございまして、固定資産評価審査委員会委員から一身上の都合により辞職したい旨の願い出があり、これを承認いたしましたので、新たに固定資産評価審査委員会委員を1名選任しようとするものでございます。

なお、議案の送付についてでございますが、議案第51号から53号の工事請負契約の

締結についての案件につきましては、5月14日に、また議案第54号及び55号の人事案件につきましては、開催日当日の20日に送付の予定としております。

以上でございます。

**○田村委員長** ただいま当局より説明がございました。委員の皆様、御意見等ございませんか。

〔「なし」という声、多数〕

**○田村委員長** はい、それではないものとして次に進みます。

協議事件3番、5月臨時会の日程について、事務局お願いいたします。

**○先灘議会事務局長** そうしますと通告の関係でございますが、質疑の通告が16日木曜日正午まででございます。討論が翌日の17日金曜日正午までですので、その御確認をお願いいたします。以上でございます。

**○田村委員長** ただいま事務局より説明がありました。質疑は5月16日木曜日正午まで、討論については翌日17日正午までということでございます。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔一同、「はい」〕

**○田村委員長** はい、では御確認いただけたということで、次に行きたいと思えます。協議事件4番、次回の議会運営委員会の開催日時についてであります。次回の開催日時につきましては、臨時会の開会日、5月20日月曜日の午前9時20分から開催したいと思えます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔一同、「はい」〕

**○田村委員長** はい、それではどうぞよろしくお願いいたします。

それでは当局の皆様はここで退席をお願いいたします。

〔執行部退席〕

**○田村委員長** それでは議会運営委員会を再開いたします。

協議事件5番、通年議会についてでございます。お手元の資料2をご覧ください。説明につきましては事務局、お願いいたします。

**○長谷川議会事務局次長** それではお手元にお配りしております資料2のほうをごらんください。議会の通年会期制、通年会議ということで今回つくらせていただいております。

通年会期制ということで、つくっておりますけれども、まず流れについて申し上げます。

平成16年にまず地方自治法の改正がありまして、それまでの定例会の回数につきましては、条例で自由に定められるようになりました。その後、平成21年に議会制度の自由度の拡大ということで議論がありまして、平成24年にさらに地方自治法が改正されまして、毎年一定の日から翌年の当該日の前日までの1年を通じた会期、いわゆる通年の会期ということができるような規定ができております。

ただし、平成24年の改正以前からも、定例会の回数を年1回ということに定めまして、それで会期をぐっと延ばして1年間としたような対応等が見られております。

実際、会期を1年間、通年とすることによって、現在の定例会や臨時会といったものを設けている場合と何が違うかという、大きな変更点は閉会中という概念がなくなるということでございます。当然定例会とか臨時会といったものがなくなるということでございます。

ます。

その下に通年会期の２態様ということで表にしてまとめております。これを分けるものは、条文の違いでございまして、いわゆる１０２条の２というところで、これが通年の会期を定めたものでございます。

それからもう一つが、１０２条。これはもともとの定例会の規定でございしますが、こちらを使って年１回と定例会の回数を定めた場合はどうなるかということで、まとめております。

参考までにそれぞれの条文につきましては、３ページのほうに地方自治法の１０２条と１０２条の２を載せておりますので、後ほど御参照いただければと思いますけれども、基本的に１０２条の２のほうは、会期の始期を条例で定めることとなります。そしてこの始期が来ることによって、自動的に地方公共団体の長が議会を招集したものとみなすということになります。

それから、実際に条例で定例会を開く日を、期間ではなくて日を、条例で定めることとなります。

ただこの場合でも、地方公共団体の長は議長に対して定例日以外の日に案件を示して開議を請求することができるということがあります。

それから執行機関の職員の出席の義務ですけれども、これは定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議に限定してですね、執行機関の議会对応の負担がふえないように配慮しなければならないということになっています。

それから１０２条のほうですけれども、これは議決によってその期間を１年間とするんですけれども、会期ごとに定例会の会期を決める、議決しなければならないということになりますし、定例会は毎回地方公共団体の長が招集することになります。

ちょっとわかりにくいですが、要は、１０２条の２のほうで長が招集するのは、４年に１回、要するに議員さんの任期が始まった、選挙が終わりまして最初のときに１回、招集を長がしまして、その後は毎年毎年その任期中は、条例で定めた始期が来れば、自動的に会期が始まるということになります。

ただ１０２条でやりますと、１年間が会期となりますので、毎年最初に長が招集をして、ということになります。そこが１０２条の２と１０２条の大きな違いとなります。

続きまして２ページにまいります。

これは通年会期制のメリット、デメリットですけれども、一般的に言われていることではございますけれども、メリットとしては審議時間が十分確保できる、あるいは議会の活動能力が常時担保できるので、機動的な議会運営が可能になるということが言われております。

災害時等のことが考えられている、前提とされているということがございます。

それから、デメリットは会期日数が長くなりますので、執行機関の職員の議会对応の負担が大きくなるということが言われております。

デメリットではございませんけれども、通年会期制を取り入れることによって発言の取り消し、訂正、要するにその会期中で認められていることについての対応をきちんと決めていかないといけないということになりまして、会議録の確定をいつにするかとか、一事不再議の原則をどうするかとか、あるいは継続審査制度をどうするかとか、懲罰動議の発議、会議録の調整をどうするかといったことを、きちんと決めていかないといけなくなり

ます。

続きまして、ちょっと資料飛びますけれども、資料3をごらんください。

これは通年会期制を実際にどれだけの自治体で、市ですけれども、取り入れられているかということについて、全国市議会議長会のほうが調査をされておりまして、直近のものとして平成29年の12月31日現在ですけれども、お手元のほうに全市814市中、通年会期制を採用しているのは31自治体で、率にして3.1パーセントであるということでございます。

さらにその通年会期制を採用している市の採用状況でございますけれども、その31のうち、いわゆる102条の2で通年の会期、要するに条例で会期を定めているものが9市でございます。

それから102条のほうで、いわゆる定例会の会期をぐーっと延ばして1年にしているということで対応しているところが22市ということでございます、実際102条の2の条文を採用し通年の会期を実施しているところは9市しかないという実情でございます。

そして今ここに挙げております9市、22市の中には入っておりませんが、近いところで、島根県の安来市と浜田市が通年議会を導入されたということで、皆さんご存知だと思いますけれども、安来市さんのほうが30年11月2日に導入している。それから浜田市のほうが31年の4月1日から導入ということで、安来市さんのほうは基本的には条例の改正までは行われておらず、基本条例第9条第2項の規定に基づいて、通年議会実施規程を策定して対応しているということでございますので、この表でいうと下のほうの、定例会を年1回と定めたという形になろうかと思えます。

それから浜田市さんのほうは、実際に地方自治法第102条の2を根拠として、通年会期制を採用され、導入されて、定例日を年4日定めて実際に運用されているということでございますので、この資料3の表でいきますと上のほうの通年会期を採用しているということになろうかと思えます。

それぞれ実際に導入されて、メリット、デメリットをお伺いしたところでございますけれども、やはりどうしても期間が短いということもありまして、あくまで載せましたのは事務局のほうで感じられたところが回答があったということで、実際議員さんのほうで感じておられるところの感想まではそこには記入できませんでしたので、そのことだけとりあえずお知らせしておきます。

一応メリット、デメリットにつきまして、御回答いただいたものをそこに載せております。

以上でございます。

**○田村委員長** はい、ただ今事務局より説明がありました。本件につきましては、次の次、次回、5月20日の議運ではなく、その次、6月の会期中の委員会日程に合わせた日程調整を行ないまして、その際に皆様方に各会派のお持ち帰りの御意見を頂戴するというふうにしたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

〔一同、「はい」〕

**○田村委員長** はい、また日程等は決まりましたら皆様にお知らせしますので、よろしくお願ひします。

それでは次に協議事件6番、その他事項であります。

委員の皆さま方、何か御意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○田村委員長 事務局。

○先灘議会議務局長 ありません。

○田村委員長 議長。

○渡辺議長 結構です。

○田村委員長 それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会といたします。

**午後 3 時 1 8 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

議会運営委員長 田 村 謙 介